



SOMPO
JAPAN

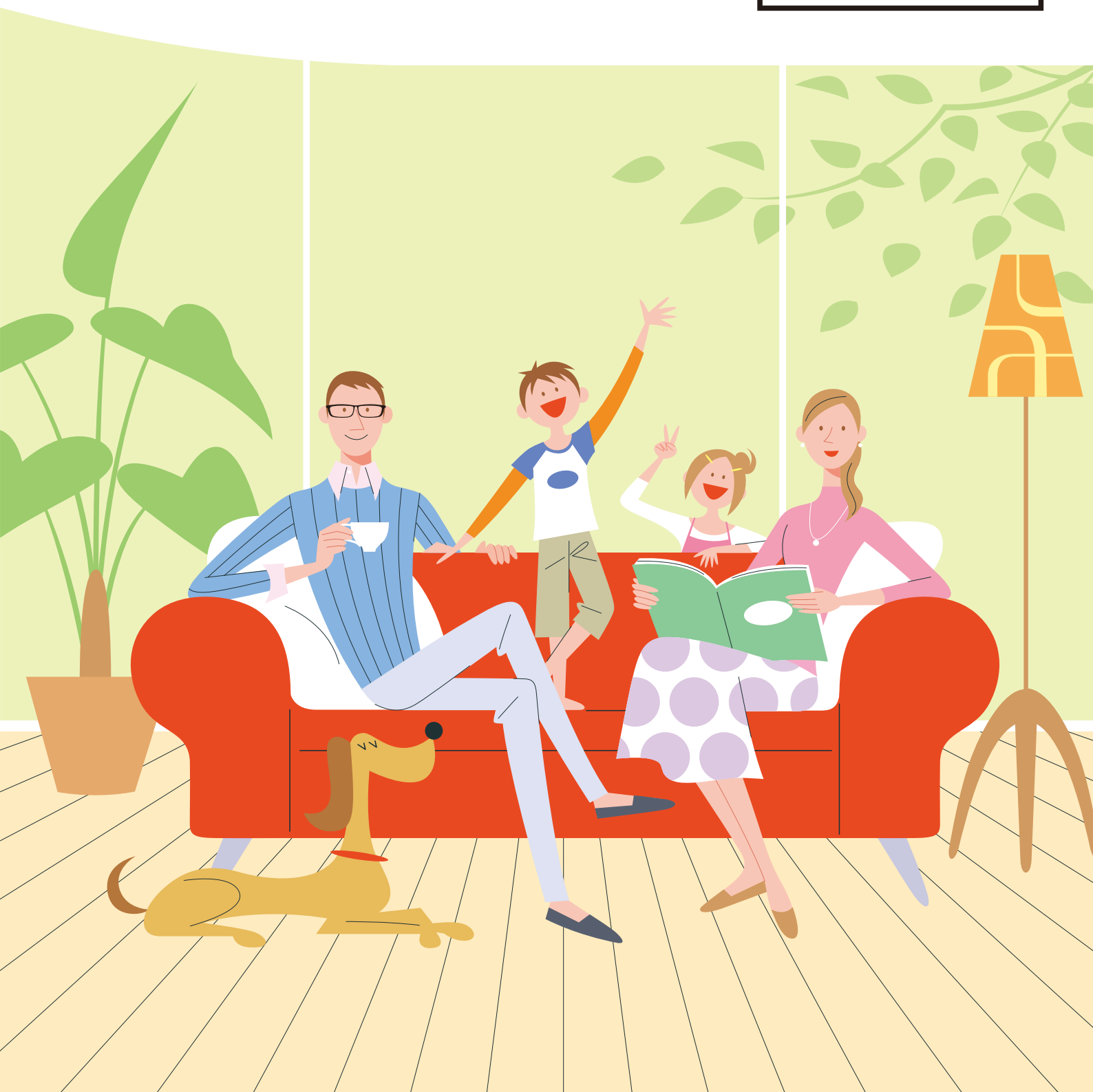
NKSJグループ

平成23年1月改定

積立火災保険

積立保険 ゆとほーむ^{アルファ}α

個人用プラン



うれしい満期返れい金つき!

住まいの心配ごと、確かな^{アルファ}安心力で とことん補償! ゆとほ一む^αです。

火災はもちろん、水災、風災、落雷等の自然災害から日常のトラブルまで、
住まいをとりまくアクシデントに手厚い補償でお応えします。さらに、満期を迎えたときには
うれしい満期返れい金も!さまざまな角度から住まいを守る、幅広い備えがオススメです。

住まいの「もしも」に、あなたの備えは大丈夫?

その1 住まいのアクシデントはいつも突然やってきます!

- ちょっとした火の不始末が住まいを全焼させることもあります… → **危険な! 火災**
- 水道管からの水漏れも意外と多いもの… → **大変な! 水濡れ**
- 台風等による床上浸水は決して他人事ではありません… → **心配な! 水災**
- お部屋の掃除中に誤ってドアや壁を壊すケースもよくあります… → **ありがちな! 破損・汚損等**
- ご近所やお知り合いに泥棒被害にあった方はいませんか? → **不安な! 盗難**

その2 地震を原因とした損害は多岐にわたっています!

- 最悪の場合は住まいの建て直しが必要です…
- 火災等、二次災害による被害はたいへん心配です…
- 津波や土石流によって被る損害は甚大です… → **予測できない! 地震**

その3 人と同じように住まいも家財も年を重ねます!

- 長く住み続けるためには修繕やリフォームは必須です…
- お子さまの成長や独立等で改築・改装するケースがあります…
- 新しい家具や大型家電製品を購入したいと思いませんか? → **忘れず備えたい! 将来の蓄え**

住まいの「もしも」に幅広く対応!

ゆとほ一む^{アルファ}α



**建物
を補償!**

建物と家財



**家財
も補償!**

家財のみ



**地震
にも対応!**

原則付帯されます。

満期時に
うれしい!

わからないコトバはここでチェック!

保険用語の解説

保険契約者／契約者

保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務等の保険契約に基づく義務を負うことになります。また、満期返れい金を受け取る権利があります。

被保険者

補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務等の保険契約に基づく義務を負うことになります。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

保険金額

保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。

保険金

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前に生じた事故による損害は、補償はされません。

協定再調達価額

建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

再調達価額

損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。



もくじ

ゆとほ一むα(個人用プラン)3つの特長・・・P. 3

- 1. 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
 - 2. いざというときの受取保険金が違う!
 - 3. 満期時に満期返れい金が受け取れるからうれしい!
- 水・かぎレスキュー隊

ゆとほ一むα(個人用プラン)の契約プランと補償内容 P. 5

2つの契約プランと補償内容を一覧で表示しています。

地震保険(原則付帯) P. 7

地震保険にご加入されないと、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害は補償されません。

積立火災保険にセットできる主な特約(オプション) P. 9

ライフスタイルにあわせて、さらに幅広い補償をオプションとしてセットできます。必要に応じてお選びください。

⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合 P. 10

ご契約前に必ずご確認ください。

ゆとほ一むα(個人用プラン)のあらまし・・・ P. 11

補償内容やお支払いする保険金等の概要を一覧にしています。

ご注意いただきたいこと・・・ P. 14

ご注意いただきたいことを掲載しています。

補償があつてよかった!

住まいの事故のお支払保険金事例

【火災】

事故事例
火の不始末で自宅が全焼した。



お支払保険金 **2,800万円**

【水災】

事故事例
集中豪雨で自宅が床上浸水した。



お支払保険金 **152.7万円**

【盗難】

による盗取・損傷・汚損
事故事例
泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。



お支払保険金 **91.9万円**

【漏水等による水濡れ】

事故事例 水道管が破損し水濡れ損害が発生した。

お支払保険金 **71.1万円**

【不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)】

事故事例 物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金 **26.9万円**

(損保ジャパン 平成20～21年度火災保険支払実績)より

(注) 支払保険金は、事故状況、契約内容によって異なります。

満期返れい金 をご用意!

新価

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

時価額

再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。時価とは、保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数等に応じた減価額を控除した額をいいます。

自己負担額

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

告知事項

危険^(※)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地等が該当します。
(※)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

通知義務

ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合等が該当します。

敷地内

同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀等の囲いの有無を問いません。)また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日(当日)から1年間をいいます。



住まいの「もしも」に大きな安心!

ゆとほ一む^{アルファ}α (個人用プラン) 3つの特長

損保ジャパンのゆとほ一むα(個人用プラン)は、住まいの事故に備える充実補償にプラスして、満期時に満期返れい金を受け取ることができる積立型の火災保険です。あなたとあなたの住まいをしっかりとサポートします。

特長
1

自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

ゆとほ一むα(個人用プラン)では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広く補償します。**24時間万全の補償**で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス!

セットできるオプション(各種特約)は **P9** をご確認ください。▶

| | | |
|--------------------|----------------------|--------------------|
| 火災 | 落雷 | 破裂・爆発 |
| 風災、雹災、雪災 | 水災 | 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 |
| 漏水等による水濡れ | 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 | 盗難による盗取・損傷・汚損 |
| 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) | さらに補償を拡げるオプション(各種特約) | |

特長
2

いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

ゆとほ一むα(個人用プラン)では、ご契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いしますので、**全損時には保険金額がそのまま受取保険金となります。**(自己負担額は差し引かれます。)

ご契約時に評価



全焼

▶ 保険金額を限度に全額補償!



半焼

▶ 保険金額を限度に損害額を補償!

〈ゆとほ一むα(個人用プラン)の場合〉

評価済

◀ ご契約時の評価を維持します。

〈従来の火災保険(※)の場合〉

罹災時再評価

◀ 保険金お支払時に再度評価します。

ここが違う!

従来の火災保険(※)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動等により、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。ゆとほ一むα(個人用プラン)では、建物に「評価済保険」を導入することでこの問題を解決しました。

(注) 1つの保険対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

ここが違う!

従来の火災保険(※)では、損害の程度によっては損害が補償されなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。ゆとほ一むα(個人用プラン)では、損害の程度によらず一律、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、わかりにくさを解消しました。

〈ゆとほ一むα(個人用プラン)の場合〉

お支払いする保険金

損害額

−

自己負担額

=

損害保険金

0円 1万円 3万円 5万円 10万円 から選べます。

自己負担額の詳細については **P6** をご覧ください。

〈従来の火災保険(※)の場合〉

◎損害額が20万円未満の場合

◎損害額が20万円以上の場合

風災

▶ お支払いできません。

▶ 損害額の全額をお支払いします。

水災

▶ 損害の程度によって、お支払いできる保険金が3段階に分かれていました。

(※)従来の火災保険とは、損保ジャパンの積立火災保険「ゆとほ一む」をいいます。

ゆとほ一むα(個人用プラン)に
ご契約いただくと

無料で使えます!

24時間駆けつけます!

水・かぎ レスキュー隊

~住まいのトラブルからお守りします~

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、応急処置を行う駆けつけサービスです。

サービスをご利用の際は、お客さまの証券番号等で、ご契約の確認をさせていただきます。

サービスのご利用はこちらまで!

「水・かぎ レスキュー隊」専用デスク

0120-620-119

24時間365日受付 ※必ず事前にご連絡ください

水まわりのトラブル・駆けつけサービス

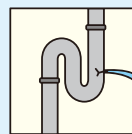
たとえばこんなとき!

トイレの
つまりの除去



給排水管等の
つまりの除去

給排水管等の
水漏れ応急修理



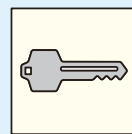
居住用建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料でを行います。

かぎのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき!

玄関のかぎを
なくしてしまった。

かぎが回らなくて
開かない。



居住用建物(専有・占有部分^(※))の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料でを行います。

(※)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

サービスご利用にあたっての注意事項

- ・水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- ・サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- ・屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- ・トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- ・トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- ・住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- ・上記サービスは、平成23年4月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- ・詳細は、ご契約のしおり記載の利用規約をご参照ください。

特長

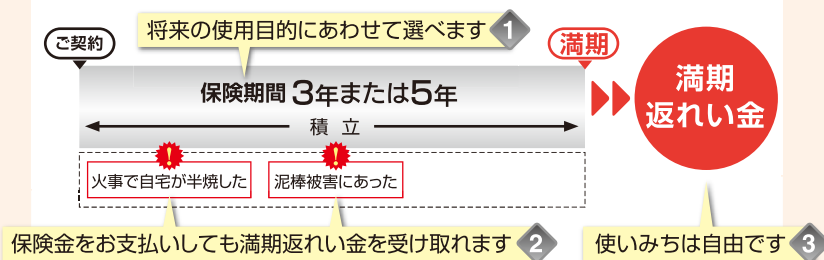
3

満期時に満期返れい金を受け取れるからうれしい!

ゆとほ一むα(個人用プラン)は積立型の火災保険です。保険期間が満了^(※)し、保険料全額の払込みが終了しているときは、満期返れい金をお支払いします。なお、満期返れい金のお手続きについては、事前に損保ジャパンからご連絡します。

(※)保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様とします。

ひと目でわかる満期返れい金のしくみ



1

保険期間は3年または5年。
住まいの将来を見据えた選択ができます!

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする契約者貸付制度もご用意しています。詳細はp.14をご確認ください。

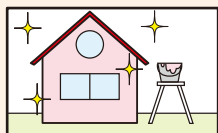
2

保険金を何度お支払いしても
満期返れい金が減ることはありません!

ただし、1回の事故で保険金額の100%相当額をお支払いした場合、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金は、お支払いしません。

3

満期返れい金の使いみちは自由です!



外壁の修繕や
室内のリフォーム資金に!



新しい家具や
大型家電製品の
購入費用に!



ご家族での旅行や
お食事の費用としても!

積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。

ただし、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。



●「損害保険金」補償内容

| 補償内容 | 火災 | 落雷 | 破裂・爆発 | 風災、雹災、雪災 | 水災 | 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 | 漏水等による水濡れ | 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 | 盗難による盗取・損傷・汚損 |
|----------|-------------------------|----------------|--------------------------|--------------------|--|-----------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| | 失火やもらい火等による火災の損害を補償します。 | 落雷による損害を補償します。 | ガス漏れ等による破裂・爆発等の損害を補償します。 | 風、雹、雪等による損害を補償します。 | 台風や集中豪雨による水災(床上浸水 ^(*))等の損害を補償します。 <small>詳しくはp.11へ▶</small> | 自動車の飛び込み等による損害を補償します。 | 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れ損害を補償します。 <small>(注)給排水設備自体に生じた損害を除きます。</small> | 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。 | 盗難による盗取や損傷・汚損等の損害を補償します。 |
| 標準プラン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エコノミープラン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(※)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

ゆとほ一むα(個人用プラン)の保険の対象は以下のとおりです。

- 1 専用住宅(住居のみに使用される建物)・共同住宅
- 2 専用住宅・共同住宅内の家財
- 3 併用住宅(住居と事業に併用される建物)
- 4 併用住宅内の家財

専用店舗のように、事業のみに使用される建物や事業のみに使用される建物に収容されている設備・什器等は積立火災保険ゆとほ一むα「事業用プラン」にご加入ください。

「×補償されません」の場合、このような事故で保険金を受け取ることはできません。

「不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)」事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。



お支払保険金

26.9万円

プランと補償内容

それぞれの契約プランで

建物と家財 建物のみ 家財のみ

からお選びください。

「費用保険金」補償内容



不測かつ突発的な事故
(破損・汚損等)

誤って自宅の壁を壊した場合等の偶然な事故による損害を補償します。

選べる

自己負担額



自動的にセットされます

0円 1万円 3万円 5万円 10万円

下記参照

0円 1万円 3万円 5万円 10万円

下記参照

補償されません

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。



損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。



水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)

保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。

【支払割合・限度額が選べます】

選べる

損害保険金×30%
限度額300万円

損害保険金×30%
限度額100万円

損害保険金×20%
限度額100万円

損害保険金×10%
限度額100万円



地震保険



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

詳しくは P7

ひとまわり大きな安心をプラス！ さらに補償を拡げるオプション(各種特約)は P9

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金は除きます。)に対する損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし保険金額が上限となります。

損害額

自己負担額

=

損害保険金

自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

- ①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。
貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝玉石等」といいます。)や、稿本や設計書等は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額を基準とします。
- ②明記し忘れた貴金属・宝玉石等の取扱い
貴金属・宝玉石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または、保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- ③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)
■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。
■通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

| 事故の種類 | 限度額 |
|------------------|-------------------------|
| 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 | 20万円 |
| 預貯金証書の盗難 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 |

保険金をお支払いできない主な場合は P10 をご確認ください。

3つの特長

補償内容

地震保険

特約

注意事項

あらし

ご注意

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。



地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物

住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。



⚠ 保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは補償の対象に含まれません。
(火災保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定：建物・家財ごとに「ゆとほ一むα」の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。

保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下のとおりです。(地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。)

| 保険の対象 | 限度額の適用単位 | 限度額 |
|-------|------------------------------|----------|
| 建物 | 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 | 5,000万円* |
| 家財 | 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財 | 1,000万円 |

*2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険は、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です**。なお、下記の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

| 割引の種類 | 割引の適用条件 | 割引率 |
|---------|---|-------------|
| 免震建築物割引 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 | 30% |
| 耐震等級割引 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 | 10%・20%・30% |
| 耐震診断割引 | 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 | 10% |
| 建築年割引 | 昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合 | 10% |

*地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。ゆとほ一むαに付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」または「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

*保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度を確認します。

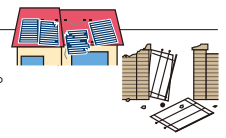
| | 損害の状況 | | お支払いする保険金 |
|------------|---|---------------------------------------|------------------------------------|
| | 建物 | 家財 | |
| 全損 | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 | 家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上 | 地震保険金額の 100% (時価額が限度) |
| | 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上 | | |
| | | | |
| 半損 | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%~50%未満 | 家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%~80%未満 | 地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度) |
| | 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%~70%未満 | | |
| | | | |
| 一部損 | 軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%~20%未満 | 家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%~30%未満 | 地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度) |
| | 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から 45cmを超える浸水 | | |
| | | | |

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成23年4月現在) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠ 建物の損害認定に関する注意点

保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

- 【例】
- 門、塀、垣のみに損害があった場合
 - 給湯器やソーラーパネルのみに損害があった場合



⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

- 【例】
- 保険の対象が建物の場合で、瓦のみが割れた、内壁の一部にひびが入った場合などで上記「一部損」に至らない場合
 - 保険の対象が家財の場合で、食器類のみが割れた、テレビのみが倒れて壊れた場合などで上記「一部損」に至らない場合



⚠ ゆとほ一むαに関する注意点

地震保険金が支払われる場合、ゆとほ一むαでは、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（残存物取片づけ費用など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

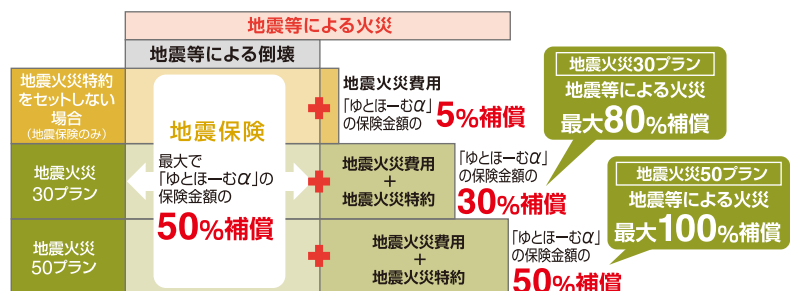
保険金をお支払いできない主な場合（詳細は⑩4をご参照ください。）

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合

地震火災特約（地震火災30プラン・地震火災50プラン）

地震等による火災の補償をさらに充実!

この特約をセットすることで、地震等による火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、「ゆとほ一むα」の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは、最大で「ゆとほ一むα」の保険金額の100%、地震火災30プランでは、最大で「ゆとほ一むα」の保険金額の80%まで補償します。ただし、地震により建物が倒壊した後に、火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。



(注1) 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
(注2) エコノミープランのご契約の場合、この特約はセットできません。

ひとまり大きな
安心をプラス!

積立火災保険にセットできる主な特約(オプション)

個人の方から大家さん、賃貸住宅または店舗併用住宅にお住まいの方まで、“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約です。いざというときのために、ぜひ追加のご加入をご検討ください。詳細につきましてはP13をご確認ください。

地震火災の補償を
さらに充実したい方へ



地震火災特約 (地震火災30プラン) 地震火災50プラン)

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、「ゆとほーむα」の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは、最大で「ゆとほーむα」の保険金額の100%、地震火災30プランでは、最大で「ゆとほーむα」の保険金額の80%まで補償します。

(※)詳細につきましてはP8 下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

ご近所付き合いを円滑に
するために



類焼損害特約

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償する特約です。

(※)この特約(オプション)によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋等の所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害の発生をご通知いただく等のお手続きが必要となります。

賠償責任が心配な方へ



個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

※国内外の事故にかかわらず補償します。



施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

(※)対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。

持ち出した家財の損害
等が心配な方へ



携行品損害特約 (自己負担額1万円)

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※)保険の対象に家財が含まれる場合にかぎります。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

大家さんへ



家賃収入特約

他人に貸している住宅が火災等により損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

(※)保険の対象に建物が含まれる場合にかぎります。

事業を営んでいる方へ



営業用什器・備品等損害特約

(自己負担額1万円)

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)に收容される、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※)保険の対象となる建物の用途が併用住宅の場合にかぎります。併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

賃貸住宅にお住まいの方へ



借家人賠償責任特約

借りている戸室が火災等により損壊した場合、大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償します。

(※)保険の対象に建物が含まれている場合できません。



修理費用特約

借りている戸室が火災等の損害を受け、賃貸借契約に基づいて負担した修理費用を補償します。

(※)借家人賠償責任特約とセットでご契約いただけます。

ご契約いただく主契約の条件等によっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合



ご注意!

以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細については普通保険約款および特約をご確認ください。

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(*1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ ①「1. 損害保険金」の①から⑥までの事故または ⑫「2. 費用保険金」の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(*3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(⑫「2. 費用保険金」の①)については、保険金をお支払いします。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を補償することができます。詳細につきましては、⑦、⑧ 地震保険をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から⑯までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)(⑪「1. 損害保険金」の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑧ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑨ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑩ 楽器の音色または音質の変化
- ⑪ 風、雨、霰もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑫ 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ 携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑭ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑮ 動物または植物について生じた損害
- ⑯ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑰ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ⑱ 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相場の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。

〔地震保険〕

4 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(*1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害

(※1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※2) その者(被保険者でない保険金を受け取るべき者)

被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※3) ①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用

①から⑥までの事由によって発生した⑪「1. 損害保険金」の①から⑨、⑫「2. 費用保険金」の①から④に掲げる事故が延焼または拡大

して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合であっても⑪「1. 損害保険金」の①から⑨、⑫「2. 費用保険金」の①から④に掲げる事故が①から⑥までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(※4) 核燃料物質





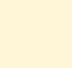


使用済燃料を含みます。

(※5) 核燃料物質(*4)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

ゆとほ一むα(個人用プラン)のあらまし

1. 損害保険金

| 事故の区分(損害保険金) | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする損害保険金の額 | | | | | | |
|---|--|--|-------|-----|------------------|------|----------|-------------------------|
|  ①火災、落雷、破裂・爆発 | 火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合 | 【建物】 次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 損害額(※) - 自己負担額 = 損害保険金 </div> (※)損害額とは、新価を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) 建物のみが保険の対象である場合は、⑨の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。 | | | | | | |
|  ②風災(※1)、雹災、雪災(※2) | 風災(※1)、雹災または雪災(※2)によって保険の対象が損害(※3)を受けた場合 | | | | | | | |
|  ③水災 | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)保険の対象である建物または家財にそれぞれ再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(※4)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 | (※)損害額とは、再調達価額(新価)を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 | | | | | | |
|  ④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 | 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。 | | | | | | | |
|  ⑤漏水等による水濡れ | 次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (イ)被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 | <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 損害額(※) - 自己負担額 = 損害保険金 </div> (※)損害額とは、再調達価額(新価)を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 | | | | | | |
|  ⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 | 騒擾およびこれに類似の集団行動(※5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合 | | | | | | | |
|  ⑦盗難による盗取・損傷・汚損 | 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額に含まれます。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table> | 事故の種類 | 限度額 | 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 | 20万円 | 預貯金証書の盗難 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 |
| 事故の種類 | 限度額 | | | | | | | |
| 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 | 20万円 | | | | | | | |
| 預貯金証書の盗難 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 | | | | | | | |
|  ⑧通貨、預貯金証書等の盗難 *家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。 | 家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(ウ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含まれます。ただし、その再調達価額を限度とします。 (ア)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (ウ)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。 | | | | | | | |
|  ⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) *標準プランの場合のみ補償します。 | 不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。 (※10)の保険金をお支払いできない主な場合もご参照ください。 | | | | | | | |

(※1)風災 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※2)雪災 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。






(※3)風災・雹災・雪災による損害 雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災(※1)、雹災または雪災(※2)によって直接破損したために生じた場合にかぎります。

(※4)床上浸水 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(※5)騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、(※2)の①の暴動に至らないものをいいます。

(※6)家財 家財に動物が含まれている場合は、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合は、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。

2.費用保険金

| 費用の区分(費用保険金) | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする費用保険金の額 |
|--|--|--|
|  損害防止費用 | <p>保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(*)を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用はお支払いしません。</p> <p>(※)たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用 など <p>ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。</p> | <p>実費 (ただし、保険金額を限度とします。)</p> |
|  ①地震火災費用保険金 | <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>(ア)保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(※1)。</p> <p>(イ)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(※1)、またはその家財が全焼となったとき(※2)。</p> <p>(※1)建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。</p> <p>(※2)家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。</p> | <p>保険金額×5%</p> |
|  ②残存物取片づけ費用保険金 | <p>①「1.損害保険金」の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合</p> | <p>実費(損害保険金×10%限度)</p> |
|  ③水道管修理費用保険金 (注)保険の対象が家財のみの場合は補償されません。 | <p>保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊(*)を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。</p> <p>(※)パッキングのみに生じた損壊を除きます。</p> | <p>実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)</p> |
|  ④臨時費用保険金 | <p>①「1.損害保険金」の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合</p> | <p>損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。</p> |

ゆとほ一むα(個人用プラン)のあらまし

3.特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

| 特約の種類 | | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする特約保険金の額 |
|-------|---|--|--|
| | 地震火災30プラン | 地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合(地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) | 保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。) |
| | 地震火災50プラン | | 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。) |
| | 類焼損害特約 | 保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。 | 近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(保険年度ごとに1億円を限度とします。) |
| | 個人賠償責任特約 | 日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます) ●被保険者(※)が日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者(※)の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (※)この特約における被保険者とは、被保険者、その配偶者(内縁を含みます。)、被保険者もしくはその配偶者(内縁を含みます。)&同居の親族または別居の未婚の子をいいます。 (注)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) |
| | 施設賠償責任特約 | 日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (注)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) |
| | 携行品損害特約 | 日本国内外において、保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合 | 損害額-1万円(自己負担額) (保険年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下記【別表】を参照してください。) |
| | 家賃収入特約 | 補償対象となる事故(④「1.損害保険金」の①から⑨までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合 | 復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) |
| | 営業用什器・備品等損害特約 | 保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)に収容される、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合 | 損害額-1万円(自己負担額) (保険年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下記【別表】を参照してください。) |
| | 借家人賠償責任特約 (注)保険の対象に建物が含まれている場合はセットできません。 | 借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ、盗難の事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。 | 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) |
| | 修理費用特約 (注)借家人賠償責任特約とセットでご契約いただきます。 | ④「1.損害保険金」の①、②、④、⑤、⑥、盗難および借戸室の専用水道管の凍結による損壊(※1)の事故(※2)により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金をお支払いする場合、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および居住者共用部の修理費用を除きます。) (※1)パッキングのみに生じた損壊を除きます。 (※2)借戸室の専用水道管の凍結による損壊の事故 平成23年1月1日以降保険始期契約から補償の対象となります。平成22年12月31日以前保険始期契約では、補償されませんので、ご注意ください。 | 実費 (1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。ただし、借戸室の専用水道管の凍結による損壊の事故の場合は、10万円を限度とします。) |

【別表】盗難の場合の補償限度額

- 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- 通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。

ご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項(告知義務等)

1. ご契約者には、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項(「告知事項」といいます。)について、事実を正確に記載していただく義務(告知義務)があります。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
2. ご契約者には、建物の評価に関する事項(建物の構造および建築時における新築価額等)について、保険契約申込書に事実を正確に記載していただく必要があります。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、お支払いする保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。
3. 類似の他の保険契約または共済契約がある場合、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。
4. その他、契約締結時における注意事項については、申込書添付の重要事項等説明書を必ずご確認ください。

契約締結後における留意事項(通知義務等)

ご契約後に次の変更等が発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

1. 通知事項
以下の項目についてご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
ア. 建物の構造または用途を変更するとき
イ. 保険の対象を他の場所に移転するとき
ウ. 前記「契約締結時における注意事項(告知義務等)」の「告知事項」に変更があった場合
2. ご契約者の住所・通知先変更
住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができません。
3. 前記以外の変更
前記以外の変更をご希望の場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
4. その他、契約締結後における留意事項については、申込書添付の重要事項等説明書を必ずご確認ください。

ご通知いただいた後の契約の取扱い

1. 前記「契約締結後における留意事項(通知義務等)」のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除しますので、ご注意ください。
ア. 住居部分が無くなった場合
イ. 日本国外に保険の対象が移転した場合
2. ご契約内容の変更等をご希望であっても、その変更の内容によっては、ご契約を継続することができない場合がありますので、ご注意ください。
3. 変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。
4. その他、ご通知いただいた後の契約の取扱いについては、申込書添付の重要事項等説明書を必ずご確認ください。

団体扱・集団扱のご加入条件

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、団体・集団等と損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者および被保険者(保険の対象の所有者)がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

| | 団体扱 | 集団扱 |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| ご契約者 | 団体(企業等)に勤務し毎月給与の支払いを受けている方(※) | 集団およびその構成員(集団およびその構成員の役員)または従業員を含みます。 |
| 被保険者(保険の対象)の所有者 | 保険契約者、その配偶者またはこれらの同居の親族(保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族を含みます。) | |

(※) 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方も対象となる場合があります。

(注) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

| | |
|-----------------|--|
| クーリングオフができないご契約 | 1. 営業または事業のためのご契約 2. 法人または社団・財団等が締結したご契約 3. 質権が設定されたご契約 4. 保険金請求権または満期返れい金等請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |
|-----------------|--|

保険料について

保険料をお支払いいただきますと、団体扱特約等特定の特約をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、ご確認ください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故等に関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談の上、交渉をおすすめてください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。

取扱代理店について

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い(平成23年4月現在)

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。積立火災保険(地震保険を除きます。)については、ご契約者が「個人」「小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)」または「マンション管理組合」である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・満期返れい金および解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることとなります。地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については、1か月を超える場合がありますのでご注意ください(保険証券は、保険期間の初日以降に送付します。)。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報や、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

満期返れい金および契約者配当金について

1. 保険期間が満了し、保険料全額の払込みが終了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日にご契約者にお支払いします。ただし、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、保険期間の満了日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内にご契約者にお支払いします。なお、満期返れい金の手続きについては、事前に損保ジャパンからご連絡します。
2. 積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。
3. 積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

保険金をお支払いした後の保険金額、満期返れい金の取扱いについて

保険金は、何回お支払いしても、保険の対象に対する保険金額が減ることはありません。ただし、1回の事故による損害について、保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、その原因となる事故が発生した時点で契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。(注) 保険の対象が複数のご契約で、一部の対象に対して保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、ご契約の合計保険金額に対するその保険金額の割合につき、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。

解約返れい金について

満期前にご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、また、保険料の全額が払い込まれているときは、経過年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料の自動振替(振替貸付)について

1. 保険料が払込猶予期間の満了日(※)までに払い込まれない場合であらかじめ反対の申し出がないときは、払い込み済みの保険料の一定の範囲内で未払込保険料に相当する金額に貸し付け、保険料の払い込みに充当します。(保険料の振替貸付といいます。)貸付金に対して利息が別途加算されます。
2. 満期時もしくは解約時等に貸付金の残高がある場合、満期返れい金等と相殺します。
3. 貸付金が一定額の範囲を超える場合は、ご契約の効力を失います。(※) 払込期日の属する月の翌月末日をいいます。(注) 「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」をセットする場合は、本項目の内容にかかわらず、保険料の自動振替は行われません。

契約者貸付制度について

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。なお、ご用立てできる金額は、損保ジャパンの定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。(注) 満期返れい金、解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等の額を貸付金の元本と利息の合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。

ゆとほーむ^{アルファ}αのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記の事故サポートデスクへご連絡ください。

事故サポートデスク

【受付時間】◆平日：午後5時～翌日午前9時
◆土日祝日：24時間
(12月31日～1月3日を含みます。)

 0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

お客さまフリーダイヤル

【受付時間】◆平日：午前9時～午後8時
◆土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

 0120-888-089

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ

こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆いつでもインターネットで、お客さまの見たいときにご契約内容や代理店の連絡先をご覧ください。

◆お引越しのときなどに、まとめて簡単に住所・電話番号の変更手続きをいただけます。

◆お取引のある代理店へ、保険のお見積もりやご加入相談をいただけます。

(注) マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。



マイページについて詳しくは

損保ジャパン マイページ

検索

◆ホームページアドレス

<http://www.sompo-japan.co.jp>

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
【インターネットホームページアドレス】
<http://www.sonpo.or.jp/>

- 「ゆとほーむα」は、「積立火災保険」のペットネームです。
- このパンフレットは積立火災保険「ゆとほーむα」(個人用プラン)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 更改いただく場合のご注意
この積立火災保険は、ご契約いただいております他の積立型火災保険(積立火災総合保険、長期総合保険等)とは異なる点があります。また、同じ積立火災保険間の変更でも、特約の一部は、現在はセットできない(補償されない)ものがあります。ご契約の際には、ご契約内容・補償内容等を十分ご確認ください。詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 本保険契約には、積立火災保険普通保険約款(個人用)および「積立型基本特約」が適用されます。
- このパンフレットは概要を説明したものです。同種の危険を補償する満期返れい金のない保険もあります。詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず申込書添付の重要事項等説明書をご確認ください。
- ご契約の際には、ご家族にも契約内容をお知らせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。

お問い合わせ先

 株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>